

令和5年度福祉医療貸付事業の融資方針について

1 はじめに

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉医療政策に即して、民間の社会福祉事業施設及び医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の融資を実施することにより、福祉、介護サービス及び医療を安定的かつ効率的に提供する基盤の整備を推進している。

国においては、新子育て安心プラン、高齢社会対策大綱をはじめとする施策に基づき、待機児童や特養待機者の解消のための受皿整備、地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携など、社会保障制度の充実強化が進められており、今後とも社会福祉事業施設及び医療施設等を着実に整備していく必要がある。

また、社会福祉事業施設及び医療施設等を取り巻く環境は、これら施設に従事する職員の不足、厳しい財政状況を反映し、経営状況は益々厳しさを増している。

このような状況を踏まえ、令和5年度における福祉医療貸付事業を適切に実施するため、以下のとおり予算を確保するとともに、融資方針に基づき事業を行う。

2 令和5年度予算

(1) 貸付事業規模

令和5年度予算においては、国の政策推進動向等を踏まえた資金需要にも対応しうる貸付事業枠として、貸付契約額3,301億円、資金交付額3,175億円を確保し、貸付原資として財政融資資金2,642億円、自己資金533億円（財投機関債200億円を含む。）を予定する。

(2) 融資条件の改善内容

令和5年度における融資条件の主な改善内容については、別添資料「令和5年度福祉医療貸付事業予算の概要」のとおり。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者に対する対応については、令和5年4月以降においても当面の間、新型コロナウイルス対応支援資金による優遇融資を実施する。

3 基本的な融資方針

上記のことを踏まえ、福祉医療貸付事業においては、国の推進する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業、新子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備事業、スプリンクラー整備事業、社会福祉施設の耐震化整備事業、病院・介護医療院の耐震化整備事業、医療機能分化の観点から特定病院の整備事業、中小規模病院の整備事業などの支援を重点的に行うこととし、原則として、借入申込みがあった施設等の整備計画が当該地域における介護保険事業計画、障害福祉計

画及び医療計画等に沿ったものであり、当該自治体の福祉・医療政策上必要であると認められるものについて融資を行う。

また、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震、昨今の激甚災害の被災地支援のため、被災施設等に対する復旧・復興事業や、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者への支援に対しては、引き続き優先的に相談、融資を行う。

融資にあたっては、機構ホームページに公表している「融資のポイント」に基づき、次の事項を主な留意点として位置づけ、十分に確認しながら融資を進める。

① 適切な事業計画

融資対象施設等の利用定員等が、当該地域の利用ニーズに比して過大で、施設開設後の稼働率が計画を下回り、当初見込んだ収入が得られず、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが見受けられることから、当該地域における利用ニーズが的確に反映された計画であるか。

また、資金計画における施設開設までの経営資金（運転資金）については、概ね月額収入の 2 か月分の計上を目安としているが、近年の人材確保事情を踏まえ、不足した場合の資金調達方法等があるか。

② 収支差額に見合った借入額

整備面積が過大であったり、必要以上に過剰な設備であることなどにより施設整備費が多額となり、借入額も増大することで、結果的に借入金の償還額が融資対象施設等から得られる収支差額を上回ってしまうケースが見受けられることから、収支差額に見合った整備、借入額であるか。

なお、借入額は協調融資等も含めた借入金であり、原則として今次整備施設単体の収支差額で借入金返済が可能であるか。

③ ガバナンス態勢の確保

法人及び施設の経営にあたっては、法人代表者及び施設長等のリーダーシップとそれを支える経営管理態勢が確保され、財務内容が健全であることが重要であることから、ガバナンス態勢がどのように構築されているか。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

④ 従業員の確保

近年、融資対象施設等の従業員については、その確保が難しくなっており、人員が確保できないことにより稼働率が低迷し、予定した収入が得られず業況が悪化し、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが散見されることから、従業員の確保計画が策定されているか、また、採用見込みは妥当か。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

⑤ 協調融資制度の推進

機構と民間金融機関との協調融資については、施設整備等に係る資金調達を円滑に進めることを目的として、その利用を促進してきたところであるが、近年における従

業員の不足や厳しい施設経営状況を踏まえ、経営の安定化のための経営資金の確保など多様な民間金融機関の資金の役割も増していることから更なる協調融資（併せ貸しを含む。）の活用を推進する。

なお、平成 29 年度から融資対象面積が 5,000 m²を超える大規模施設の借入申込案件については、原則として協調融資の利用を前提とすることとしている。

⑥ 補助金等が交付されない整備

国、地方公共団体等の補助金・交付金等が交付されない整備事業については、施設等の安全確保、維持等のために必要な緊急性の高いものにあつては、当該自治体の意見を踏まえ、融資対象とする。

令和5年度福祉医療貸付事業 予算の概要

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部

目次

I	福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画	1
II	貸付条件の改正（新規（拡充）事項）	2
III	貸付条件の改正（継続事項）	7

I 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 予算額		令和5年度 予算額		対前年度 (建築資金等)	
		建築資金 等	コロナ	建築資金 等	コロナ	増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,408	2,966	1,560	328	152	10.8%
	資金交付	1,620	2,966	1,406	328	△214	△13.2%
医療貸付	貸付契約	1,182	3,130	1,145	268	△37	△3.1%
	資金交付	1,056	3,130	1,173	268	117	11.1%
合 計	貸付契約	2,590	6,096	2,705	596	115	4.4%
	資金交付	2,676	6,096	2,579	596	△97	△3.6%

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

- (1) 新型コロナウイルス対応支援資金の融資残高を有する施設における整備の推進に係る優遇措置の創設
- (2) 労働者協同組合法施行に伴う貸付けの相手方の拡充
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波対策としての移転整備に係る優遇措置の創設

◎ 医療貸付事業

- (4) 持分なし医療法人へ移行する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のための経営安定化資金に係る優遇措置の拡充

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎福祉・医療貸付事業（共通）

（1）新型コロナウイルス対応支援資金の融資残高を有する施設における整備の推進に係る優遇措置の創設

新型コロナウイルス対応支援資金（以下「コロナ融資」という。）の残高がある福祉施設及び医療施設に対して、適時性のある設備投資により、質の高いサービスの提供や利用者の安全確保措置を講ずるなど施設整備の推進が図れるように、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を創設

区 分	[新たな融資条件]
対象施設	<u>社会福祉施設及び医療関係施設等</u> <u>（コロナ融資の残高があるものに限る）</u>
償還期間	<u>30年以内</u> <u>（福祉医療機構が認めた場合は償還期間を5年延長）</u>
貸付限度額	<u>次のいずれか低い金額</u> <u>①新規の施設整備にかかる設置・整備資金とコロナ融資残高のうち、まとめて融資する金額（※）</u> <u>の合計額</u> <u>②担保評価額</u>

（※）新たに整備する施設の財務・収支状況や将来収支計画等をもとに設定する。

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎福祉・医療貸付事業（共通）

（２）労働者協同組合法施行に伴う貸付けの相手方の拡充

労働者協同組合については、労働者協同組合法の施行に伴い、新たに法人格を取得し、行うことのできる事業にデイサービスや就労継続支援事業、放課後等デイサービス、訪問看護事業など、福祉医療機構の融資対象となる施設・事業が含まれることから、当該組合を貸付けの相手方に追加します。

※ 太字下線部分を拡充

区 分	[新たな融資条件]
貸付けの相手方 （福祉貸付：日常生活支援住居施設、企業主導型保育事業、有料老人ホーム（※） 医療貸付：病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、医療従事者養成施設、 指定訪問看護事業、助産所）	<u>労働者協同組合を追加</u>

（※）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第16条に規定する認定計画に従って整備される有料老人ホーム及びスプリンクラー設備を設置する有料老人ホーム

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

（3）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波対策としての移転整備に係る優遇措置の創設

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「日本海溝・千島海溝地震対策特措法」という。）において、津波避難対策緊急事業計画に基づき実施される集団移転促進事業に関連して必要と認められる施設の移転整備事業に対し、財政上及び金融上の配慮する旨規定されたことから、日本海溝・千島海溝地震対策特措法に基づく社会福祉施設・医療施設等の移転整備事業に対し、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を創設

区分	[新たな融資条件] (※1)	
	福祉貸付	医療貸付
対象施設	社会福祉施設等	病院、診療所、介護老人保健施設、 介護医療院、助産所
融資率	70～90% <u>(95%) (※2)</u>	60～90% <u>(95%) (※2)</u>
貸付利率	<u>基準金利</u> <u>(全期間無利子) (※2)</u>	<u>基準金利</u> <u>(7億2,000万円まで全期間無利子(※2)</u> <u>なお、当該金額を超えた部分は基準金利同率)</u>

(※1) 二重債務となる者（当該移転整備事業以前に、施設及び事業を営むための債務を有している者）に対する貸付けについては、償還期間を39年以内とする。

(※2) 国庫補助等の対象事業に限る

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 医療貸付事業

「取扱期間」
令和8年度まで

（４）持分なし医療法人へ移行する病院、診療所、 介護老人保健施設及び介護医療院のための経営安定化資金に係る優遇措置の拡充

病院等を経営する医療法人が持分なし医療法人へ移行する際に必要な資金について、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を拡充

区 分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
貸付利率	貸付金利（※）	<u>基準金利 + 0.3%</u>
融資限度額	2.5億円	同左
償還期間 (据置期間)	8年以内 (1年以内)	<u>10年以内</u> (1年以内)
取扱期限	令和5年度まで	<u>令和8年度まで</u>

(※) 基準金利 + 政策金利 (+0.8%)

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

- （1）新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇融資
- （2）物価高騰対応資金に係る融資条件の優遇融資
- （3）デジタル関連の整備に係る融資条件の優遇融資

◎ 医療貸付事業

- （4）複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇融資

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

（1）新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇融資

福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しております。

優遇融資の詳細（Q&A、借入申込書、実施期間等）につきましては、HPをご覧ください。か、下記連絡先までお問い合わせください。

電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

【新型コロナウイルス対応支援資金専用HP・連絡先】

- ・ https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/
- ・ 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862
- ・ 医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863



※ 既に福祉医療貸付の融資を受け、現在ご返済中のお客様を対象とし、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障がある場合は、元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

（２）物価高騰対応資金に係る融資条件の優遇融資

《取扱期間》
令和5年度まで

物価高騰により経営に影響を受けた社会福祉施設・医療関係施設等の資金繰りを支援するため、引き続き令和5年度においても、優遇融資を実施します。

【福祉貸付事業】

※ 太字下線部分を変更

区 分	[新たな融資条件]
対象施設	社会福祉施設等
資金種類	経営資金
償還期間 (据置期間)	7年以内 (1年6か月以内)
融資率	100%
貸付利率	基準金利 + 0.4%
無担保貸付	500万円まで
融資限度額	なし
取扱期限	令和5年度まで

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

【医療貸付事業】

※ 太字下線部分を変更

区 分	[新たな融資条件]
対象施設	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、 医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
資金種類	長期運転資金
償還期間 (据置期間)	7年以内 (1年6か月以内)
融資率	100%
貸付利率	基準金利 + 0.4%
無担保貸付	500万円まで (機構の経営診断を受けた場合は1,000万円) (※)
融資限度額	病院、介護老人保健施設、介護医療院 1億円まで 診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業 4,000万円まで
取扱期限	令和5年度まで

(※) 償還期間5年以内に限る。

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

（3）デジタル関連の整備に係る融資条件の優遇融資

官民挙げたデジタル化の加速を受け、医療・福祉分野における国民の健康増進や医療・介護の質・生産性の向上、現場の働き方改革の一層の推進につながるよう、介護ロボット・ICTの導入等に係る整備事業について、引き続き令和5年度以降においても、優遇融資を実施します。

【福祉貸付事業】

※ 太字下線部分を変更

区 分	[新たな融資条件]
対象施設	社会福祉施設等
貸付利率	基準金利 + 0.3%又は+ 0.5%（※1） （据置期間中無利子）（※2）
無担保貸付	3,000万円
取扱期限	<u>定めない</u>

- （※1）一定の利率を上乗せすることにより無担保限度額の引き上げの優遇を行う。
（貸付金額が500万円超2,000万円未満は0.3%、2,000万円以上3,000万円以下は0.5%）
- （※2）据置期間中無利子は国庫補助等対象事業に限る。

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

【医療貸付事業】

※ 太字下線部分を変更

区 分	[新たな融資条件]
対象施設	病院（※1）、介護老人保健施設、 介護医療院診療所、助産所、 医療従事者養成施設及び指定訪問看護事業
貸付利率	基準金利 + 0.3%又は+ 0.5%（※3） （据置期間中無利子）（※4）
無担保貸付	3,000万円
取扱期限	<u>定めない</u>

（※1）1品の価格が5,000万円以上のものに限る。

（※2）一定の利率を上乗せすることにより無担保限度額の引き上げの優遇を行う。

（貸付金額が500万円超2,000万円未満は0.3%、2,000万円以上3,000万円以下は0.5%）

（※3）据置期間中無利子は国庫補助等対象事業に限る。

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

◎ 医療貸付事業

（４）複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇融資

「取扱期間」
令和5年度まで

複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）を厚生労働大臣等に認定された病院・有床診療所に対し、地域医療構想達成に向けた病床機構の分化及び連携を推進するため、引き続き令和5年度においても、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区 分	[新たな融資条件]
対象施設	病院、有床診療所 (再編計画の認定を受けた医療機関に限る)
資金種類	増改築資金
償還期間 (据置期間)	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）
融資限度額	所要額の95%
貸付利率	基準金利 (据置期間中無利子) (※)
取扱期限	令和5年度まで

(※) 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限る。

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

※ 太字下線部分を変更

区 分	[新たな融資条件]
対象施設	病院、有床診療所 (再編計画の認定を受けた医療機関に限る)
資金種類	長期運転資金
償還期間 (据置期間)	10年以内(4年以内) (※1)
融資限度額	病院 5億円 (※1) 有床診療所 3億円
無担保貸付	500万円まで (機構の経営診断を受けた場合は1,000万円) (※2)
貸付利率	基準金利
取扱期限	<u>令和5年度まで</u>

(※1) 廃止される病院の残債に対して融資する場合(必要な補助が交付される場合に限る)は、償還期間(据置期間)を15年以内(2年以内)、特に必要と認められる場合は20年以内(2年以内)とし、融資限度額を13.6億円とする。なお、協調融資(併せ貸しを含む)の利用を原則とする。

(※2) 償還期間5年以内に限る。

お問い合わせ先



◎ 個別の融資に関するお問い合わせ

区 分	施設の開設地	担当部署	電話番号
福祉貸付事業 (※)	東日本	福祉医療貸付部 福祉審査課	03-3438-9298
	西日本	大阪支店 福祉審査課	06-6252-0216
医療貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 医療審査課	03-3438-9940
	西日本	大阪支店 医療審査課	06-6252-0219

【施設の開設地】 (東日本) 石川県、岐阜県、三重県より東の地域

(西日本) 福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域 (医療貸付事業は沖縄県を除きます。)

(※) NPO法人のお客さまは施設の開設地区分に関わらず、NPOリソースセンターNPO支援課 (TEL03-3438-4756) にお問い合わせください。

◎ 融資の制度に関するお問い合わせ

区 分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	福祉医療貸付部 事業統括課	03-3438-9291
医療貸付事業		